

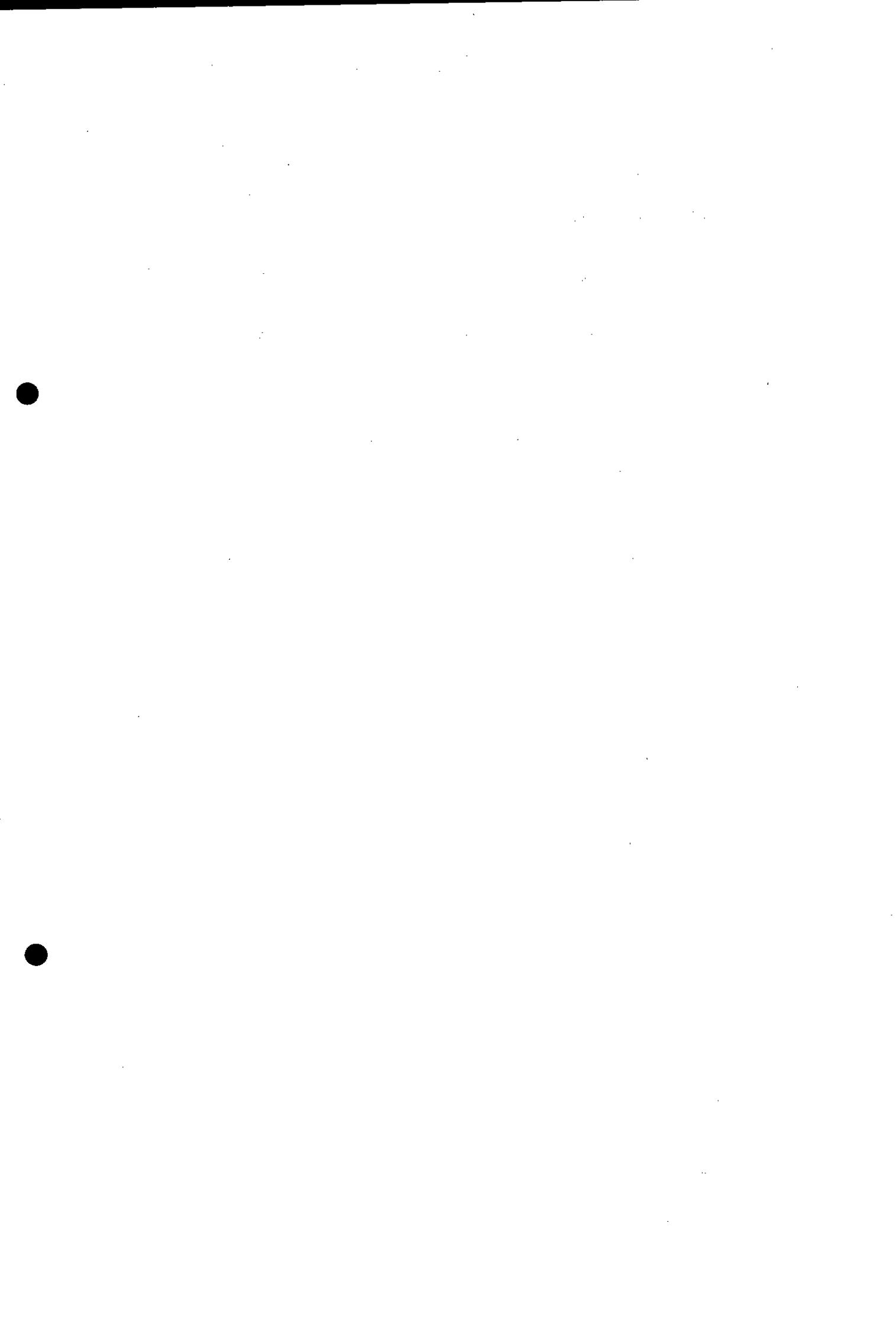
内閣参質一五四第四号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長井上裕殿

参議院議員櫻井充君提出大学附属病院の特定機能病院としての役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員櫻井充君提出大学附属病院の特定機能病院としての役割に関する質問に対する答弁書

一について

大学の附属病院の果たすべき主な役割は、医師等の養成を行うこと、高度の医療技術の研究及び開発を行うこと並びに患者に医療を提供することである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、診療報酬においては、特定機能病院に係る入院料等について、一般病院と同様に、入院期間の適正化を図る観点から患者の在院日数に応じた評価をしているものの、高度な医療を提供するなどの特定機能病院の担うべき役割に着目し、一般病院と比較してより高い点数を設定するなどしている。

三について

御指摘の「ある大学」も、そこで具体的にどのようなことを行おうとしているかも明らかではないので、お答えすることは困難である。

なお、大学の附属病院を含む特定機能病院及び一般病院における白内障及び虫垂炎の手術の実施回数等

については、最新の統計である平成十一年六月の数値は別表のとおりであり、特定機能病院において、これらの手術を必ずしも高い頻度で行っているとは認められない。

また、大学の附属病院の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の二十第六号に規定する紹介率は、年々増加していることから、大学の附属病院と他の病院又は診療所との連携も図られていると考えている。

別表

一 白内障手術（平成十一年六月分）

区分	病院数	実施回数	一病院当たりの回数
特定機能病院 (うち大学附属病院)	八二 (七九)	七二〇	八・八
一般病院	四三〇	五、六五三	一三・一

二 虫垂切除術（平成十一年六月分）

区分	病院数	実施回数	一病院当たりの回数
特定機能病院 (うち大学附属病院)	八二 (七九)	一六〇	二・〇
一般病院	四三〇	三、二三二	七・七

（注）この表の一般病院とは、精神病院、結核療養所、特定機能病院、療養型病床群を持つ病院、入院医療管理届出病院、特例許可老人病院、伝染病院及びハンセン病療養所を除いたものである。

